

学童保育所入所基準表

項目 番号	保護者の状況				
	類型	細目	基準指数		
			1学年	2学年	3学年
1	疾病	入院している場合又は居宅において寝たきり若しくはそれに準ずる状態にある場合	10	10	10
2	障害	身体障害者手帳1～4級又は愛の手帳1～4度の障害を有する場合	10	10	10
3	災害	災害復旧等のため児童を監護することができない場合	10	10	10
4	居宅外労働	就労時間が昼間4時間以上で午後6時以後も継続する場合	8.5	7.5	6.5
		就労時間が昼間4時間以上で午後5時30分まで	8	7	6
		就労時間が昼間4時間以上で午後5時まで	7.5	6.5	5.5
		就労時間が昼間4時間以上で午後4時30分まで	7	6	5
		就労時間が昼間4時間以上で午後4時まで	6.5	5.5	4.5
		就労時間が昼間4時間以上で午後3時30分まで	6	5	
		就労時間が昼間4時間以上で午後3時まで	5.5	4.5	
		就労時間が昼間4時間以上で午後2時30分まで	5		
5	居宅内労働	就労時間が昼間4時間以上で午後6時以後も継続する場合	6.5	6	5.5
		就労時間が昼間4時間以上で午後5時30分まで	6	5.5	5
		就労時間が昼間4時間以上で午後5時まで	5.5	5	4.5
		就労時間が昼間4時間以上で午後4時30分まで	5	4.5	
		就労時間が昼間4時間以上で午後4時まで	4.5		
		就労時間が昼間4時間以上で午後3時30分まで	4		
6	介護	1月のうち13日以上昼間病院等で介護している場合	5	5	5
7	出産	産前及び産後の休養中(出産予定月を挟んで前後2月の合計5月以内にあることをいう。)の場合	5	5	5
8	不存在	父又は母のいずれかが死亡その他の理由により不存在であり、かつ、項目番号4又は5のいずれかに該当する場合	6	6	6

備考

- 1 「保護者」とは、主として児童を監護している父又は母をいう。
- 2 項目番号4又は5に該当する者のうち1月当たりの就労日数が13日未満の者は、入所の対象外とする。
- 3 項目番号4に該当する者のうち就労場所が東大和市の区域外にある者は、その基準指数に0.5を加算する。
- 4 項目番号8に該当する者は、その基準指数に項目番号4又は5の基準指数を加算した数を基準指数とする。ただし、基準指数が10を超える場合には、10とする。
- 5 居宅内労働で危険なものを扱う業種に就いている場合は、項目番号4を適用する。この場合において、危険なものを扱う業種とは、建設資材及びプレス機に類する工作機器を常時必要とする業種並びにそば屋、中華料理店、大衆食堂、肉屋、総菜屋、理(美)容店、クリーニング店(取次ぎ店を除く。)、ガソリンスタンド、薬局、薬店等で常に火、油、薬等の危険物を取り扱っている業種をいう。
- 6 保護者の就学により児童を適切に監護することができない場合は、項目番号4を適用する。
- 7 入所の承認の順位は、基準指数の高い順とする。この場合において、基準指数が同位の場合は、項目番号が1、2、3、8、4、5、6、7の順位とし、更に同位の場合は、次に掲げる保護者の順序により優先する。
 - 1 学年の低い児童を監護することができない保護者
 - 2 就労場所が東大和市の区域内にある保護者
- 8 心身に障害を有する児童の保護者の基準指数は、第1学年の基準指数を適用する。